

西宮市いじめ防止等対策委員会臨時委員の委嘱の件

西宮市いじめ防止等対策委員会臨時委員を下記のとおり委嘱する。

令和3年11月9日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

記

1 委嘱

(1) 被委嘱者

西村 久美子 (弁護士)

(2) 委嘱年月日

令和3年11月10日

(3) 任期

令和3年11月10日～調査分会の任務が完了するまで

(参考1)

○提案理由

西宮市附属機関条例第46条の3の6より新たな委員を委嘱するため

(参考2)

○西宮市附属機関条例 (抜粋)

(委員)

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第46条の3 西宮市いじめ防止等対策委員会(以下この条において「委員会」という。)

における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。

- 2 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。
- 5 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができます。
- 6 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 7 臨時委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。[6]
- 8 臨時委員を委嘱した場合の委員会及び部会における第3条第5項及び第6項並びに第3項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

別表（抜粋）

西宮市いじめ防止等対策委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条に規定するいじめの防止等のための対策を実効的に行うための調整及び審議並びに同法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査	10人	学識経験者 医療関係者 保護者代表 教育関係者
----------------	---	-----	----------------------------------

西宮市いじめ防止等対策委員会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）第1条及び第46条の3の規定に基づく西宮市いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(委員会の公開)

第2条 委員会は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

(1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項を調査及び審議するとき。

(2) 公開することにより、委員会の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

2 公開、非公開の決定は委員長が委員会に諮って決定する。ただし、委員会の議題の内容が前項各号のいずれかに該当することが明らかである場合は、この限りではない。

(議事録の調製)

第3条 委員長は、議事録を調製し、次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の内容

(4) 会議の公開及び議事録の公開に関する事項

(5) その他会議において必要と認めた事項

2 議事録は、委員長又は副委員長が署名するものとする。

(議事録等の公開)

第4条 委員会の議事録及び配付資料（以下「議事録等」という。）は、第2条の規定により委員会を非公開とする場合を除き、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより公共の利益を害する恐れがある場合等委員長が正当な理由があると認めた場合にあってはその全部又は一部を非公開とすることができます。

3 前項の規定により委員会の議事録を非公開とする場合は、その理由を公開するとともに、議事要旨を作成し、当該委員会に出席した委員の確認を得て公開する。

(西宮市いじめ問題調査部会)

第5条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき重大事態に対処するため、教育委員会の附属機関である委員会の部会として西宮市いじめ問題調査部会（以下「調査部会」という。）を置く。

2 調査部会は、教育委員会の諮問に応じて重大事態に係る事実関係について調査又は審

議を行い、答申するものとする。

3 調査部会は、前項に関し、その答申書を教育長に提出しなければならない。

(西宮市いじめ問題調査分会)

第6条 調査部会は、法第28条第1項の調査のために必要がある時は、西宮市いじめ問題調査分会（以下「調査分会」という。）を置くことができる。

- 2 調査分会に属すべき委員及びその長は、部会長が指名する。
- 3 調査分会はその結果を調査部会に報告するものとする。
- 4 調査分会は調査審議に必要がある時は、臨時委員を置くことができる。
- 5 調査分会に属すべき臨時委員は、部会長が指名する。
- 6 調査分会の設置期間は、調査部会が指示した調査分会の業務が終了する日までとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、調査分会に関し、必要な事項については、調査部会の例による。

(調査)

第7条 調査部会及び調査分会は、調査のため必要があると認めるときは、関係者の出席及び説明を求めることができる。また、関係者が許可した場合、録音することができる。

- 2 調査部会及び調査分会は、調査のため必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員及び臨時委員は月の初日から末日までの間における勤務日及び勤務時間数等を「業務実績報告書」（様式第1号）に明記し、翌月10日までに教育委員会に提出しなければならない。

- 2 委員及び臨時委員の報酬の額は、以下のとおりとする。
 - (1) 会議に出席した場合は、日額12,400円とする。また、委員会、調査部会及び調査分会の会議が同日に行われた場合についても、日額12,400円とする。
 - (2) 聴き取り、資料及び報告書作成並びにその他のいじめ調査に必要な業務を行う場合は、15分につき2,500円とする。この場合において15分未満の端数が生じた場合は、15分とする。
 - (3) 第7条1項の規定により録音されたデータの反訳業務については、10分につき2,000円とする。この場合において10分未満の端数が生じた場合は、10分とする。また、1回当たりの業務時間が60分未満の場合は、12,000円とする。
 - (4) 前3号を合わせて日額80,000円を上限とする。
- 3 報酬の支給方法は、月の初日から末日までの間における勤務日数及び勤務時間数により計算した額を支給する。
- 4 支給日は、翌月末日とする。支給日がその月の土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、順次繰り上げするものとする。

(庶務)

第9条 委員会、調査部会及び調査分会の庶務は、学校保健安全課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会、調査部会及び調査分会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年7月10日から実施する。

付 則

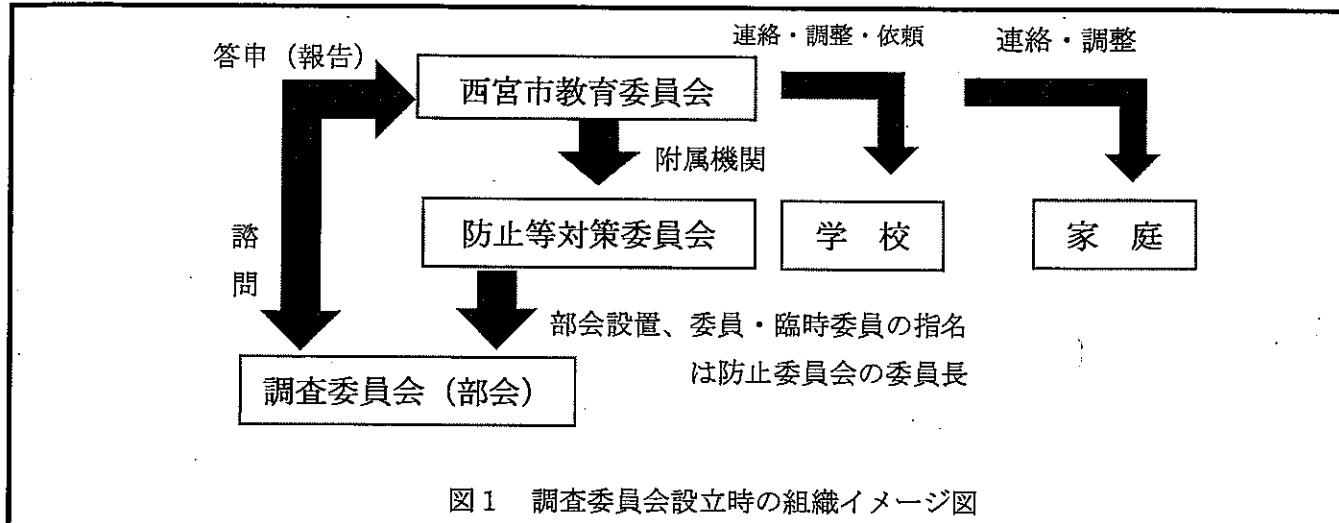
この要綱は、令和2年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年11月1日から実施する。

西宮市いじめ問題調査部会および調査分会について

西宮市いじめ防止等対策委員会実施要綱（現行）

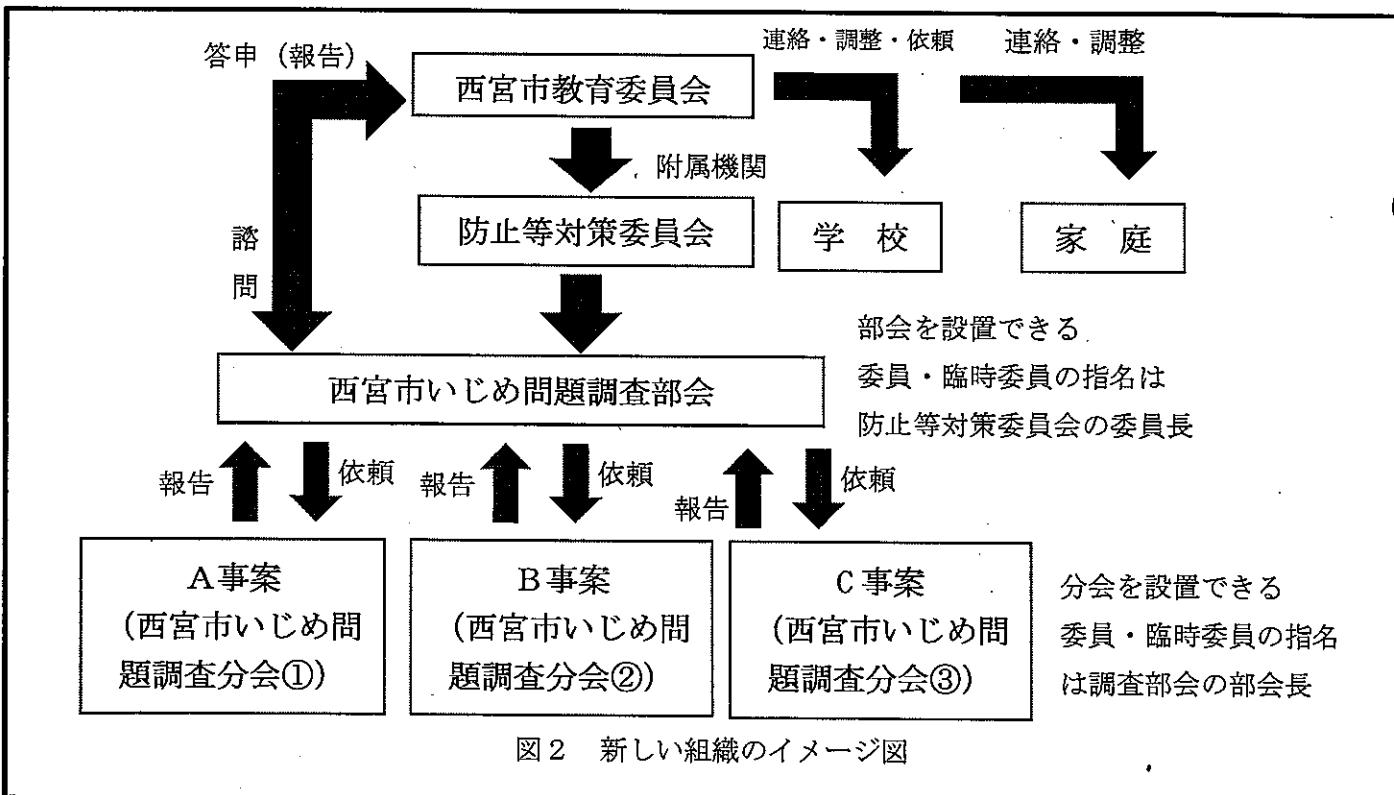


課題

複数の事案が起きた場合は調査委員会の委員への負担が大きく、調査を続けることは困難ではないか。



西宮市いじめ防止等対策委員会実施要綱（改正後）



西宮市いじめ問題調査分会① 分会員構成

(敬称略)

選出区分	職名	氏名
学識経験者	関西学院大学 教授	(委員長) 丹羽 登
臨床心理	武庫川女子大学 准教授	(副委員長) 玉木 健弘
社会福祉	神戸学院大学 准教授	大塚 美和子
精神科医	西宮渡辺病院 理事長	佐々木 恵子
弁護士	大阪弁護士会所属	三木 憲明
弁護士	大阪弁護士会所属	西村 久美子

西宮市いじめ問題調査分会② 分会員構成

(敬称略)

選出区分	職名	氏名
学識経験者	関西学院大学 教授	(委員長) 丹羽 登
弁護士	大阪弁護士会所属	三木 憲明
弁護士	大阪弁護士会所属	西村 久美子